

平成29年11月22日 第2回 定例会

北河内4市リサイクル施設組合議会会議録

平成29年11月22日（水）開会・閉会

北河内4市リサイクル施設組合議会

議 事 日 程

平成 29 年 11 月 22 日（水）午後 2 時開会
北河内 4 市リサイクル施設組合議会平成 29 年第 2 回定例会

日 程	事件番号	事 件 名	
1	—	議席の指定	
2	—	会期の決定	
3	議 案 第 7 号	監査委員の選任	
4	議 案 第 8 号	平成 29 年度北河内 4 市リサイクル施設組合 補正予算（第 1 号）	
5	認 定 第 1 号	平成 28 年度北河内 4 市リサイクル施設組合 歳入歳出決算認定	
6	—	一般質問	

北河内4市リサイクル施設組合議会平成29年第2回定例会会議録

1. 開 会 平成29年11月22日 午後2時

1. 会 期 1日間

1. 出席議員 (13名)

(議 席)	1 番	堤 幸子	(枚方市議会)
	2 番	岡沢 龍一	(")
	3 番	中武 貞勝	(")
	4 番	千葉 清司	(")
	5 番	藤田 幸久	(")
	6 番	梶本 孝志	(寝屋川市議会)
	7 番	池 真一	(")
	8 番	中林 和江	(")
	9 番	井川 晃一	(")
	10番	森本 勉	(四條畷市議会)
	11番	岸田 敦子	(")
	12番	藤田 茉里	(交野市議会)
	13番	雨田 賢	(")

1. 地方自治法第121条による出席者

管理者	北川 法夫	(寝屋川市長)
副管理者	伏見 隆	(枚方市長)
副管理者	東 修平	(四條畷市長)
副管理者	黒田 実	(交野市長)
会計管理者	中村 貴次	(寝屋川市会計管理者)
事務局長	松村 泰則	(兼務)
課長代理	園田 一博	
係長	小西 仁志	(兼務)
主査	岡本 次男	(兼務)
主査	木村 茂弘	
主査	重岡 彰	

1. 同席者

関係構成4市（寝屋川市）	理事兼環境部長	川口 浩
	環境部部長	中井 重典
	環境部次長	
	兼環境総務課長	高田 一徳
（枚方市）	環境部長	大倉 伸之
	環境総務課長	重村 篤也
（四條畷市）	都市整備部長	二神 和則
（交野市）	環境部長	奥西 隆
	環境部次長	
	兼環境総務課長	田中万亀夫

1. 出席事務職員

書記長	松村 泰則（兼務）
書記	清水 義徳
書記	小西 仁志（兼務）
書記	岡本 次男（兼務）

北河内4市リサイクル施設組合議会平成29年第2回定例会会議録目次
(平成29年11月22日)

開議（午後2時）	1
出席状況の報告	1
岡沢龍一議長の開会宣言	1
北川法夫管理者の開会の挨拶	1
会議録署名議員指定（中武貞勝議員と池真一議員）	1
議席の指定	2
会期の決定	2
諸般の報告	
（平成29年7月20日から平成29年11月21日までの諸会議の報告）	2
議案第7号 監査委員の選任	2
（藤田茉莉議員退場）	
北川法夫管理者の提案理由説明	2
議案第7号採決	2
（藤田茉莉議員入場）	
議案第8号 平成29年度北河内4市リサイクル施設組合補正予算（第1号）	3
園田一博課長代理の提案理由説明	3
8番 中林和江議員の質疑	4
1 公益財団法人日本容器包装リサイクル協会からの拠出金について	
松村泰則事務局長の答弁	5
中林和江議員の再質問	5
松村泰則事務局長の答弁	6
中林和江議員の再々質問	7
議案第8号採決	7
認定第1号 平成28年度北河内4市リサイクル施設組合歳入歳出決算認定	7
園田一博課長代理の提案理由説明	8
12番 藤田茉莉議員の質疑	11
1 委託料について	

	(1) 施設総合管理業務の委託料増加の要因と初年度からの推移について	
	(2) 運転管理等業務委託の契約処理単価が改定された経緯と初年度からの委託料の推移及び年間処理量の推移について	
	2 建物や設備機器の修繕・補修計画の有無について。又、現在、修繕が必要な機器や建物はあるのか。	
	松村泰則事務局長の答弁	1 1
	藤田茉莉議員の再質問	1 2
	松村泰則事務局長の答弁	1 3
	藤田茉莉議員の再々質問	1 4
1 1 番	岸田敦子議員の質疑	1 5
	1 衛生費 TVOC測定装置点検委託において、参考値を215,200 μ g/m ³ とした経過について	
	2 TVOCが活性炭によって除去されているのかを確かめるため、活性炭通過前と後の測定を実施すべきと考えるが、どうか。	
	3 活性炭の費用及び交換日並びに契約方法について	
	松村泰則事務局長の答弁	1 6
	岸田敦子議員の再質問	1 7
	松村泰則事務局長の答弁	1 8
	岸田敦子議員の再々質問	1 9
	松村泰則事務局長の答弁	2 0
8 番	中林和江議員の質疑	2 0
	1 ごみ量の推移について	
	(1) 平成20年度と平成28年度の処理量及び処理費用並びに構成各市からの負担金の総額について	
	(2) ペットボトル有償入札拠出金の収入のあった初年度と平成28年度のペットボトルの引渡し量と拠出金額について	
	松村泰則事務局長の答弁	2 1
	中林和江議員の再質問	2 1
	松村泰則事務局長の答弁	2 2

中林和江議員の再々質問	2 3
8 番 中林和江議員の反対討論	2 4
認定第 1 号採決	2 4
一般質問	2 5
1 番 堤幸子議員の一般質問	2 5
1 環境調査について	
2 健康被害について	
松村泰則事務局長の答弁	2 5
堤幸子議員の再質問	2 6
松村泰則事務局長の答弁	2 6
堤幸子議員の再々質問	2 7
8 番 中林和江議員の一般質問	2 7
1 施設周辺住民団体からの要望について	
2 寝屋川市の市民アンケート調査結果について	
3 施設周辺における有害物質の発生について	
松村泰則事務局長の答弁	2 9
中林和江議員の再質問	2 9
北川法夫管理者のお礼の挨拶	3 1
岡沢龍一議長の閉会の挨拶	3 1
閉会（午後 3 時 5 4 分）	
地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名	
付議事件一覧表	

(午後 2 時00分 開会)

○議長（岡沢 龍一君） 本日は何かとご多忙な中をお集まりいただき、ありがとうございます。
ございます。

開会に先立ち書記長から議員の出席状況を報告します。

松村書記長。

○書記長（松村 泰則君） 本日の会議のただいまの出席議員は13名でございます。
以上でございます。

○議長（岡沢 龍一君） ただいま報告しましたとおり、出席議員は定足数に達して
おりますので、これから北河内 4 市リサイクル施設組合議会平成29年第 2 回定例会
を開会いたします。

開会に際し、管理者から挨拶したい旨の申出がありますので、これをお受けします。

北川管理者。

○管理者（北川 法夫君） 改めましてこんにちは。本日、平成29年第 2 回北河内 4
市リサイクル施設組合議会定例会を招集させていただきましたところ、議員各位に
おかれましては、何かとご多用の中、全員ご出席を賜り、誠にありがとうございます。
ます。

さて、リサイクルプラザの操業開始から、来年 2 月で10年を迎えますが、この間、
市民の皆様の容器包装プラスチック類の分別排出に対するご理解とご協力を始め、
組合運営に対する構成各市の皆様のお力添えをいただきながら、資源循環型社会の
構築に向けた取組を推進してきたところでございます。

リサイクルプラザの操業に当たりましては、構成 4 市及び関係者の皆様と連携を
図りながら、組合事業の円滑な推進に取り組んでまいり所存でございます。

議員の皆様方におかれましては、ご理解とご協力を賜りますよう、よろしく
お願いをいたします。

さて、本日提案をさせていただきます案件は、監査委員の選任が 1 件、平成29年度
補正予算 1 件、平成28年度決算認定 1 件の合計 3 件でございます。案件の内容につ
きましては、上程の際、ご説明を申し上げますので、議員各位におかれましては、
慎重ご審議いただき、ご協賛賜りますよう、お願いを申し上げます。開会に当
たりましてのご挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（岡沢 龍一君） 次に、本定例会の会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、中武貞勝議員と池真一議員の2名を指名します。

○議長（岡沢 龍一君） 日程第1、「議席の指定」を行います。

この度新たに組合議会議員となられた交野市派遣議員の藤田茉里議員に12番の議席を、雨田賢議員に13番の議席を指定します。

なお、議席図は配布しているとおりです。

○議長（岡沢 龍一君） 日程第2、「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日1日としたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡沢 龍一君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日1日と決定いたしました。

○議長（岡沢 龍一君） この際、諸般の報告をします。

平成29年7月20日から平成29年11月21日までの諸会議の報告につきましては、お手元に配布しております報告書のとおりです。ご了承いただきますようお願いいたします。

○議長（岡沢 龍一君） 日程第3、議案第7号「監査委員の選任」を議題とします。

なお、本件は、地方自治法第117条の規定により、藤田茉里議員が除斥となります。

（12番 藤田茉里議員 退場）

○議長（岡沢 龍一君） 管理者から提案理由の説明を求めます。

北川管理者。

○管理者（北川 法夫君） 議案第7号、監査委員の選任につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の1ページをお開き願いたいと存じます。

本案は、議員選出の監査委員、皿海ふみ議員が平成29年9月6日をもって退任されましたので、後任の監査委員として藤田茉里議員を選任いたしたく、北河内4市リサイクル施設組合同規約第13条第2項の規定により、同意を求めるものでございます。

以上、誠に簡単な説明ではございますが、何とぞ、慎重ご審議いただき、ご同意賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（岡沢 龍一君） 本件については質疑、討論を行わず、直ちに採決に入ります。

本件は原案に対し同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岡沢 龍一君) ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案に対し同意することに決しました。

藤田茉里議員の除斥を解きます。

(12番 藤田茉里議員 入場)

○議長(岡沢 龍一君) 日程第4、議案第8号「平成29年度北河内4市リサイクル施設組合補正予算(第1号)」を議題とします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

園田課長代理。

○課長代理(園田 一博君) ただいま上程いただきました、議案第8号、平成29年度北河内4市リサイクル施設組合補正予算(第1号)につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、別冊の補正予算書の1ページをお開き願います。

平成29年度北河内4市リサイクル施設組合の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4,496万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億9,304万8,000円と定める。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

それでは以下、内容につきましてご説明を申し上げます。

まず、歳入からご説明申し上げます。

4ページ、5ページをお開き願います。

4款 諸収入、2項 雑入、1目 雑入、補正額4,496万7,000円につきましては、再商品化合理化拠出金収入でございます。

恐れ入りますが、参考資料の2ページをお開き願います。

「再商品化合理化拠出金制度」につきましては、平成18年公布の改正容器包装リサイクル法に新設されました「市町村に対する金銭の支払」条項により、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会から支払われたものでございまして、事業者や市町村、消費者が連携し、社会全体としてリサイクルの合理化・効率化に取り組むとい

う考えに基づき、効率化が図られた場合、その成果を事業者から市町村へ抛出するという仕組みでございます。平成28年度再商品化合理化抛出金の全国の総額につきましては、(3)に記載しておりますとおり、ペットボトルで6,057万3,233円、プラスチック製容器包装で24億3,819万7,454円でございます。

参考資料の1ページにお戻り願います。

北河内4市リサイクル施設組合への配分額につきましては、下段の表に記載しておりますとおり、合計4,496万6,516円でございます。

続きまして、歳出につきましてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、補正予算書にお戻りいただきまして、6ページ、7ページをお開き願います。

3款 衛生費、1項 清掃費、1目 リサイクル施設費、補正額4,496万7,000円につきましては、再商品化合理化抛出金分配金でございます。再商品化合理化抛出金収入を組合規約による経費負担率に基づき、構成4市へ分配するものでございます。

内訳といたしましては、枚方市が2,217万651円、寝屋川市が1,375万9,619円、四條畷市が400万3,863円、交野市が503万2,383円でございます。

以上、簡単ではございますが、提案理由の説明とさせていただきます。

よろしくご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。

○議長（岡沢 龍一君） これから質疑に入ります。

なお、会議規則により、いずれの質疑も質疑の回数は3回を超えることができません。また、質疑は議題以外に及ぶことのないよう、念のためお知らせします。

これから質疑に入るのではありませんが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

中林議員。

○8番（中林 和江君） こんにちは。寝屋川選出の中林和江でございます。初めてですので、よろしくお願いいたします。

補正予算であります公益財団法人日本容器包装リサイクル協会からの抛出金について3点、関連質問させていただきます。

第1は、近畿2府4県において、その他プラスチック製容器包装の抛出金が抛出されている自治体の割合と容器包装リサイクル協会に引き渡した量のうち、抛出金の対象となった量の割合について状況をお聞きします。

第2に、年に1度の抜き打ち検査で、品質基準に基づく配分が決定されるのですが、品質が優良となる基準とは、具体的にどのような状態なのかお聞きします。

第3に、参考資料の5ページに、「白色トレイについては、引渡し実績があれば配分対象となる」と記載されていますが、容器包装リサイクル協会が白色トレイを引き取った量はどれほどなのかお聞きいたします。

以上です。

○議長（岡沢 龍一君） 理事者から答弁を求めます。

松村事務局長。

○事務局長（松村 泰則君） 中林議員の質問に順次お答えいたします。

近畿2府4県で、抛出金の対象となった自治体につきましては、全体で198市町村中122団体となっており、割合は約62%でございます。

次に、近畿2府4県で、その他プラスチック製容器包装を容リ協会に引き渡した量のうち、抛出金の対象となった量の割合につきましては、引渡し量の合計は約9万7,700トンであり、そのうち抛出金の対象となった量は9万6,606トンとなっており、割合は約99%でございます。

次に、プラスチック製容器包装の品質による配分の要件につきましては、容リ協会へ引き渡した物の中に占める容器包装比率が、95%以上、又は90%以上で前年度に比べて2%以上向上した場合となっております。

次に、容リ協会が平成28年度において引き取った白色トレイについては、417トンとなっております。

以上でございます。

○議長（岡沢 龍一君） 中林議員。

○8番（中林 和江君） ご答弁いただきましたが、近畿2府4県の自治体の63%が中間処理をしているということだと思います。ただ、再商品化かどうかはわからないということだと思います。

また、その他プラを容器包装リサイクル協会に引き渡したほとんどの自治体が、品質の配分要件を満たしているということでした。抜き打ちの品質検査は年1回、圧縮こん包物、これはベールと言われていますが、1メートル四角の1個が約300グラムですけれども、これを5個ピックアップして、そのうち3個を選んで、異物の混入度を検査していると聞いています。28年度のその他プラの処理量は約9,300トンですから、3万1,000個のうち3個が検査の対象になったかと思います。また、検

査日は1週間前に本組合に告知があり、立会いをされていると聞いています。

そこで、お聞きをしますが、抛出金の対象が容リ協会に渡したその他プラの圧縮こん包物の中に占める容器包装率が95%以上、若しくは90%以上で前年より2%向上したものであるということですので、私が知りたいのは、その他プラの具体的な状態についてであります。

例えば、その他プラを分別、中間処理している自治体がインターネットなどで公開をしておりますその他プラの出し方を見ますと、「中身を空にして、汚れているものは拭き取るか軽く洗って出してください。洗っても汚れの落ちない物は、燃やすごみに出してください。」と書かれていて、ケチャップの中身が入ったボトルと、きれいになったボトル、透明なボトルの絵が掲載をされております。「ボトル類ではシャンプー、リンス、洗剤、漂白剤は水で軽くすすいで蓋を外してください。」と、「シャンプー、洗剤などの詰め替え容器類も同じように軽くすすいでください。」となっています。また、「錠剤、目薬、粉薬などの容器は、銀色の包装もそのまま出してください。カレーなどの仕切りトレイ類、練り歯磨き、洗顔料などのチューブ類も軽くすすいで」と書いてあります。

お聞きしたいのは、例えばチューブ類や台所洗剤の容器、ほかの容器もそうですが、中身が残っていることが見えない限り、すすいだのかどうかの区別はつかないのではないかと思います。そういうものでも容器包装類なら品質はよしとなるということだと考えますが、この点についてお聞きします。

以上です。

○議長（岡沢 龍一君） 松村事務局長。

○事務局長（松村 泰則君） 汚れているプラに関して、それでも品質の対象になるのかというご質問であったと思います。

まず、各市さんのほうで、市民の方が分別排出をしていただく段階で、いわゆる目印としましては、プラのマークが付いた、あるいはペットだったらペットのマークが付いたものだというふうに啓発のほうをしていただいていますし、かつ汚れが付いたものについては、容リ法のプラの対象外になりますので、そういったものを含めて、しっかりと分別排出をお願いして、そして、このプラザのほうに運ばれてくるわけですが、そこでまた、手選別ということで、不適物を選別しております。それで作ったベールを容リ協会のほうに引き渡しているわけですが、100%全て異物がないかという、そうではございません。その中で、品質の部分につきましては、

先ほど申し上げたパーセンテージでございますけども、そういった悪い物、汚れている物に関しては、検査の中では全部不適物、あるいは汚れている物も全部よけた中で、容器包装比率というのを出しておりますので、汚れた物がその品質の対象になっているということはないと考えます。

○議長（岡沢 龍一君） 中林議員。

○8番（中林 和江君） 今のご答弁で、汚れた物、汚れているかどうか見えない物を含めて、これは品質がよしという対象になってないということが分かりました。

この抛出金においては、異物の混入率を低くするという狙いもあるかと思えますけども、先ほどご答弁にありましたように、4市施設においては、リサイクル・アンド・イコール社で再度手選別で異物の分別をしております。私は、家庭で出したごみを二回も手選別をすることについて、まず不合理を感じます。しかも、それをしても、まだ洗剤や漂白剤の残りが容器の中に残りますので、なおさら矛盾も感じております。このことを申し上げて質問を終わります。

以上です。

○議長（岡沢 龍一君） これにて中林議員の質疑を終結します。

他に質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡沢 龍一君） これをもって質疑を終結します。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡沢 龍一君） 討論なしと認めます。

これから議案第8号を採決します。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡沢 龍一君） ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

○議長（岡沢 龍一君） 日程第5、認定第1号「平成28年度北河内4市リサイクル施設組合歳入歳出決算認定」を議題とします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

園田課長代理。

○課長代理（園田 一博君） ただいま上程いただきました、認定第1号、平成28年度北河内4市リサイクル施設組合歳入歳出決算の認定につきましてご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の2ページをお開き願います。

本決算認定は、地方自治法第292条において準用する同法第233条第3項の規定に基づき、監査委員の意見を付して、認定に付するものでございます。

それでは、お手元の歳入歳出決算書に基づきまして順次ご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、22ページをお開き願います。

「実質収支に関する調書」でございます。

歳入総額は、4億6,313万5,000円でございます。一方、歳出総額は4億4,879万1,000円でございます。その結果、歳入歳出差引額は1,434万4,000円でございます。翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額は、1,434万4,000円となり、同額を翌年度へ繰り越しまして、平成28年度決算を終了させていただいた次第でございます。ご参考までに、現計予算額に対する執行率は、歳入で、97.5%、歳出で、94.5%となっております。

恐れ入りますが、7ページにお戻り願います。

続きまして、歳入歳出決算事項別明細書によりまして、主な決算内容についてご説明申し上げます。

8ページ、9ページをお開き願います。

初めに、歳入でございますが、1款 分担金及び負担金、収入済額4億51万2,286円、内訳といたしましては、枚方市負担金1億8,042万7,862円、寝屋川市負担金1億1,897万2,270円、四條畷市負担金4,676万7,138円、交野市負担金5,434万5,016円でございます。

次に10ページ、11ページをお開き願います。

2款 使用料及び手数料につきましては、収入済額11万2,500円、内訳といたしましては、自動販売機設置使用料でございます。

続きまして、3款 財産収入につきましては、収入済額が0円でございます。

続きまして、4款 諸収入、収入済額4,836万5,772円、内容につきましては、目ごとにご説明申し上げます。

1項 組合預金利子、1目 組合預金利子、収入済額1万192円でございます。

2項 雑入、1目 雑入、収入済額4,835万5,580円、内容といたしましては、ペッ

トボトル有償入札抛出金収入2,167万8,920円、再商品化合理化抛出金収入2,649万7,017円などがございます。

次に、12ページ、13ページをお開き願います。

5款 繰越金、収入済額1,414万5,033円につきましては、前年度繰越金で、内容といたしましては、平成27年度の決算剰余金でございます。

歳入合計といたしましては、収入済額4億6,313万5,591円でございます。

続きまして、歳出につきまして、ご説明申し上げます。

14ページ、15ページをお開き願います。

1款 議会費、予算現額273万6,000円、支出済額217万277円、主な内容といたしましては、議員報酬193万8,653円、会議録作製に伴う筆耕翻訳料11万4,048円、組合議会行政視察バス借上料8万5,470円などがございます。

2款 総務費、予算現額6,965万2,000円、支出済額6,561万8,720円、内容につきましては、目ごとにご説明申し上げます。

1項 総務管理費、1目 一般管理費、予算現額6,937万4,000円、支出済額6,541万4,721円、主な内容といたしましては、報酬におきまして、特別職報酬が71万3,999円でございます。

次に、16ページ、17ページをお開き願います。

需用費におきまして、ペットボトルリサイクル定規など一般消耗品費81万1,182円、公用車修繕等に係る修繕料35万2,080円、役務費におきまして、電話料27万2,242円、委託料におきまして、施設総合管理委託606万5,478円及び機械警備委託42万1,200円、使用料及び賃借料におきまして、電子複写機の使用料16万6,393円、備品購入費におきまして、庁用器具費25万1,370円、負担金、補助及び交付金におきまして、派遣職員人件費負担金5,611万4,325円などがございます。

2目 公平委員会費、予算現額4万9,000円につきましては、支出済額が0円でございます。

次に、18ページ、19ページをお開き願います。

2項 監査委員費、1目 監査委員費、予算現額22万9,000円、支出済額20万3,999円、内容といたしましては、監査委員報酬でございます。

3款 衛生費、予算現額2億8,225万1,000円、支出済額2億7,086万3,157円、主な内容といたしましては、需用費におきまして、成形品こん包袋、活性炭などの一般消耗品費1,769万633円、光熱水費1,882万7,310円、リサイクルプラザの定期補修な

どの修繕料921万4,773円、委託料におきまして、運転管理等業務委託1億8,752万2,943円、分別基準適合物再商品化委託451万7,903円、環境調査委託275万4,000円、リサイクルプラザ定期点検委託279万7,200円、負担金、補助及び交付金におきまして、再商品化合理化拠出金の構成4市への分配金が2,649万7,017円などがございます。

次に、20ページ、21ページをお開き願います。

4款 公債費、予算現額1億1,014万円、支出済額1億1,013万8,982円、内容につきましては、目ごとにご説明申し上げます。

1項 公債費、1目 元金、予算現額1億184万3,000円、支出済額1億184万2,730円、内容といたしましては、償還金でございます。

2目 利子、予算現額829万7,000円、支出済額829万6,252円、内容といたしましては、利子及び割引料でございます。

5款 予備費、予算現額1,000万円につきましては、支出済額が0円でございます。歳出合計といたしましては、予算現額4億7,477万9,000円、支出済額4億4,879万1,136円でございます。

続きまして、23ページ以降の財産に関する調書につきましてご説明申し上げます。24ページをお開き願います。

1の公有財産につきましては、土地・建物共に、平成28年度中の増減はございません。また、2の物品につきましても、平成28年度中の増減はございません。

次に、恐れ入りますが、「平成28年度決算審査意見書」の1ページをお開き願います。

「4 審査の結果」をごらんください。

歳入歳出決算審査の結果といたしましては、監査委員から、次のような意見をいただいております。「審査に付された歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、いずれも地方自治法その他関係法令に準拠して作成され、決算の計数については正確であり、歳入歳出予算の執行は概（おおむ）ね適正であると認められた。」以上でございます。

以上、簡単な説明ではございますが。平成28年度北河内4市リサイクル施設組合歳入歳出決算の説明とさせていただきます。

添付いたしております「決算に関する主要な施策の成果」も併せてご参照賜りまして、ご審議の上、ご認定賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（岡沢 龍一君） これから質疑に入ります。

順次、質疑を許可します。

まず、通告に従い、藤田茉里議員の質疑を許可します。

藤田茉里議員。

○12番（藤田 茉里君） 交野選出の藤田です。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、順次質問をさせていただきます。

まず、決算書の19ページ及び決算審査意見書の5ページに書かれております委託料のことについてと、それから決算意見書の6ページに指摘がされております修繕・補修の計画について、追って質問させていただきます。

まず、1つ目に、施設総合管理業務の委託料増加ということでありましてけれども、その大きな要因と、また委託費の初年度からの推移について、まず1つお伺いをいたしたいと思います。

次に、運転管理等業務委託の契約処理単価1トン当たりが改定されたということで、委託費が上がったというような経過があるようではございますけれども、その1トン当たりの改定という詳細な経緯と、それから初年度からの委託料の推移、また年間処理量の推移について併せてお伺ひいたします。

次に、意見書の中には、建物や設備機器の修繕・補修計画のことで、適正な計画をしながら進めていくべきだというような趣旨で書かれておりますけれども、今の段階での計画の有無についてお聞かせいただきたいと思います。

現在、機器や建物での修繕・補修が必要な部分があるのかも併せてお聞かせください。

○議長（岡沢 龍一君） 理事者から答弁を求めます。

松村事務局長。

○事務局長（松村 泰則君） 藤田議員の質問に順次、お答えいたします。

施設総合管理業務委託料の増加要因についてですが、平成28年度から防鼠（ぼうそ）駆除業務を追加したことにより、前年度比48万1,878円の増となったものでございます。

次に、初年度からの決算推移につきましては、平成19年度50万5,050円、平成20年度499万650円、平成21年度555万300円、平成22年度542万6,243円、平成23年度523万7,243円、平成24年度581万1,014円、平成25年度542万8,500円、平成26年度558万3,600円、平成27年度558万3,600円、平成28年度606万5,478円でございます。

次に、運転管理等業務委託の契約処理単価についてですが、価格のみで決定するものではなく、専門性が問われる長期契約の適正な履行を確保するため、地方自治法施行令第167条の10の2に基づき、総合評価制限付き一般競争入札を実施した結果、1トン当たりの処理単価が1万6,427円から1万7,604円となったものでございます。

次に、初年度からの処理量及び委託料の推移につきましては、平成19年度1,647.151トンで2,446万7,314円、平成20年度1万1,733.972トンで1億7,236万6,175円、平成21年度1万1,274.651トンで1億6,561万8,982円、平成22年度1万1,302.342トンで1億7,789万618円、平成23年度1万995.338トンで1億7,143万3,254円、平成24年度1万844.550トンで1億6,908万2,254円、平成25年度1万872.658トンで1億7,292万8,521円、平成26年度1万730.850トンで1億7,627万5,668円、平成27年度1万752.431トンで1億7,663万177円、平成28年度1万652.292トンで1億8,752万2,943円でございます。

次に、建物や設備機器の修繕・補修計画についてですが、設備機器ごとの耐用年数やこれまでの運転状況を踏まえて、平成25年度に設備の営繕計画を作成し、この計画に基づき年次的に修理・補修を実施しております。

次に、設備機器の修理についてですが、12月上旬に受入れコンベア減速機の取替修理を予定しております。建物につきましては、現在のところ予定はございません。

以上でございます。

○議長（岡沢 龍一君） 藤田茉里議員。

○12番（藤田 茉里君） ご答弁ありがとうございました。委託料のこの間の年間の推移では、若干の年度ごとに変動があるということですが、業務委託というのは、一般的にどんな分野であっても、年を増すごとに費用が上がっていく傾向にあるというようなことを聞いておりますが、施設総合管理業務や運転管理等業務、これは3年ごとの委託契約であるということで、先ほどお示ししていただいた年間の委託料、3年ごとに見ていると、毎年増加の傾向にあるようです。なぜ委託費がこのように契約を繰り返すごとに増加しているのかということについて、今考えられる要因をまずお聞きしたいと思います。

それから、平成28年度の一般競争入札では、施設総合管理業務は伸和サービス株式会社、運転管理等業務では株式会社スリーエフコーポレーションということで落札業者が決まっておりますが、過去の落札業者名についてと、併せてその評価項目が、この間、再評価されてきたのかどうかについて、併せてお聞かせください。

それから、設備修繕については、平成26年からの5年間の計画があるということですが、その計画には想定される予算についても同時に計画されているのでしょうか。また、建物についての老朽化対策の計画などは今後作成する予定はないのでしょうか。

また、今後、委託費の増加や、設備・建物の修繕などの費用などを考えると、各市の負担金は増えていくだろうと考えられますけれども、負担金の増加の認識を併せてお伺いをいたします。

○議長（岡沢 龍一君） 松村事務局長。

○事務局長（松村 泰則君） まず、1点目、総合管理委託の委託料の増加についてのご質問ですが、3年間の契約期間でございます。委託業務の発注に当たりまして、設計という形で組んでいきます。その設計の中で、この業務の内容で申し上げますと、清掃業務であるとか、受変電設備の点検であるとか、様々な内容がございますが、それを総合的に業務委託をしておりますが、その積算設計の中で、人件費に相当するところの積算がございます。私ども建設物価という公的な部分のどこから、そういった人件費に関わる分について積算をさせていただいていますが、年度ごとに上がってきていることが、一つの要素としてあるというふうに思っております。あとは当然、業務増がございましたら、委託料としては増えてくるということでございます。

もう1点の運転管理等業務委託につきましては、同じように設計を組んでおります。こちらのほうもやはり人件費に関わる部分が増加傾向にあるというふうに考えております。

次に、計画に関してのご質問でございますが、予算的なものがこの計画に組み込まれているのかということでございますが、一定予算的なもの、事業費というものも、この計画の中には入れ込んでおります。ただ、10年計画でございますが、先の事業費をどのように扱うかというのは、非常に難しい部分でございますので、概算という形での事業費を入れております。

また、建物に関する老朽化対策の計画ということでございますが、現況、建物に関する部分はございません。ただ、設備機器と違いまして、一定、建物というのは鉄筋コンクリートでしたら、耐用年数、例えば50年であるとか60年であるとかいうのがございますし、いわゆる傷み具合とか、その辺はやはり圧縮こん包機の機器と比べましては雲泥の差がございますので、現時点で建物に関して何か計画を持ってと

いうことでは考えてはおりません。

次に、負担金についてですが、当然、その計画の中で、基本的にはある年度に事業費が膨らむようなことは、好ましくなく、負担金が一度にどっと上がるというようなことは、駄目だというふうに思っておりますので、計画の中では、事業費に関しては年度ごとに平準化が図れるような視点で策定をしておりますが、この計画自身も、やはり実態に合わせて見直していったりとか、考え直したりとかということをしていかなければならない時期も来ようかと思っております。また、その段階でも、今申し上げた基本的な考え方に基づいて対応していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（岡沢 龍一君） 答弁漏れということで、再度。

松村事務局長。

○事務局長（松村 泰則君） 失礼しました。過去の受託業者でございますが、まず、施設総合管理委託は、施設開所以降、制限付き一般競争入札でいずれも伸和サービス株式会社でございます。

運転管理等業務委託につきましては、平成19年から平成21年に関しましては、大阪東部リサイクル事業協同組合、平成22年から平成24年につきましても、同じく大阪東部リサイクル事業協同組合でございます。平成25年から平成27年と平成28年から平成30年の受託業者につきましては、株式会社スリーエフコーポレーションでございます。

なお、今申し上げた会社ですが、名称が変わってスリーエフコーポレーションという形になっております。

契約方法や評価項目については、契約事務審査委員会等において検討をさせていただいており、その中で、各契約ごとに、見直しや変更がある場合は、議論をさせていただき決定していくというような流れになっております。

以上でございます。

○議長（岡沢 龍一君） 藤田茉里議員。

○12番（藤田 茉里君） ご答弁ありがとうございます。たくさん質問しましたのであれですけれども、この間の委託業者さんが、一般競争入札で公平な評価を進めながら、落札されていっていると思うんですけれども、結果的に毎回の入札ごとに同じ業者さんが受けられているということでもありますので、改めてその評価項目について、再度、これが公平な評価項目になっているのかどうか、そういったことも

審査を仕直していくというのも、今の時期、必要ではないかなというふうに率直に感じているところであります。

これは最後に要望ですけれども、私自身は現在のこの廃プラ処理や、この施設の在り方自体を見直していく必要があるのではないかなというふうに考えておりますが、当面、今後、数年間の施設の例えば老朽化対策などがどの程度必要なのか、また仮に施設を継続していく場合において、どれぐらいの費用が掛かっていくのかということも見通しを持って事業運営を進めていかなければならないんじゃないかというふうに思います。

今、各市町村、公共施設の再配置計画なんかが進められながら、老朽化対策、本当に必要な事業として今取組が進められているところですが、やはり前々から公共施設のそういった耐震化、老朽化度をどういうふうに未然に修繕して、手を加えていくかということで、建物の寿命というのはいくらと延びるということで聞いておりますので、そういったところでは、やはり市民の皆さんの税金を使いながら運営していくということでは、やはりその点でも見通しを持つべきじゃないかなと思います。

今後の施設運営も含めまして、その検討のためにも是非、大変ではありますけれども、計画を立てていただきますようお願いをして、私の議案質疑とさせていただきます。

○議長（岡沢 龍一君） これにて藤田茉莉議員の質疑を終結します。

次に、通告に従い、岸田議員の質疑を許可します。

岸田議員。

○11番（岸田 敦子君） 四條畷市選出の日本共産党の岸田敦子です。通告に従いまして質問させていただきます。何分この議会、久しぶりなもんですから、基本的なことも幾つか質問させていただきますが、よろしく願いいたします。

まず、1点目に、決算書19ページのTVOC測定装置点検委託に関わりまして、TVOCの参考値を随分前に変更されたということは聞いておりましたけれども、この参考値を21万5,200 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ とした経過について、改めて説明を求めます。

2点目には、今年6月に4市の管理者宛てに提出された住民団体からの要望の1つに、活性炭の効果を検証するため、活性炭を通過する前のTVOCの濃度と、活性炭を通過した後の濃度の測定を求める内容が盛り込まれています。現在、排出空気監視モニターは毎日測定され、決算資料でも公開されていますが、組合独自の測定

はチャンバー室と敷地境界での測定を年2回しているということです。TVOCが活性炭によって除去されているのかを確かめるためにも、せめて年2回の独自の測定は活性炭を通す前の調査をすべきではないでしょうか。この活性炭通過前と後の測定を実施すべきと考えますが、見解をお聞かせください。

3点目に、活性炭に係る費用は、決算資料によると28年度720万円となっています。活性炭の費用について、今年度を含め5年分の実績をお示しください。

4点目に、昨年度の活性炭吸着塔とフィルター型の装置の活性炭交換日をそれぞれお示しください。

5点目、議事録を確認しますと、活性炭の契約方法は指名競争入札で決定したいとありました。指名競争入札で行う理由をお聞かせください。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（岡沢 龍一君） 理事者から答弁を求めます。

松村事務局長。

○事務局長（松村 泰則君） 岸田議員の質問に順次、お答えいたします。

TVOCの参考値の変更についてですが、規制値等がないことから、大気汚染防止法に基づく最も厳しい基準である400ppmCを $\mu\text{g}/\text{m}^3$ に換算した21万5,200 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を参考値としたものでございます。

次に、活性炭通過前後の測定についてですが、年2回の環境調査結果で、項目全てにおいて基準値等を大きく下回っており、周辺環境への与える影響はなく、活性炭の効果は確認できていると考えております。

次に、今年度を含めた5年分の活性炭費用の実績についてですが、平成25年度535万5,000円、平成26年度574万7,328円、平成27年度637万2,000円、平成28年度720万4,680円。また、今年度の契約金額は、691万9,290円でございます。

次に、昨年度の活性炭交換日についてですが、7月2日と1月7日に活性炭吸着塔とフィルター型の装置の活性炭交換を実施し、10月1日にフィルター型の装置のみの交換を実施しております。

次に、活性炭の契約方法についてですが、仕様内容が高品質な活性炭の納入、交換作業及び単なる使用済み活性炭の廃棄処分ではなく再生処理を行うこととしており、当該条件で履行できる事業者が限定されることから、地方自治法施行令第167条第2号の規定を適用し指名競争入札としたものでございます。

以上でございます。

○議長（岡沢 龍一君） 岸田議員。

○11番（岸田 敦子君） ありがとうございます。それでは、1点目なんですけれども、TVOCに関しては、本組合の建設前、この施設の建設前に設置された専門委員会で、当時の委員であられた柳沢東大教授、今は東大名誉教授で開成中学と高校の校長をされているということですのでけれども、この方の意見書で、シックハウス症候群のTVOC室内の暫定基準は $400 \mu\text{g}/\text{m}^3$ であるという指摘がありました。これは2005年の段階でした。私もちょっとホームページなどでこの数値を見てみますと、一つ確認できたのは、2009年に社団法人日本建築学会が学会基準としてTVOC濃度を $400 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下にすることを提唱したという記事がありました。決算の主要な報告の中で、28年度のTVOCの毎日の測定結果を表示していただいています。最小の数値を見ても、400を下回っている日は一日もないわけです。ほとんどが4桁で、最大については1万を超えて2万を超えることもあるというような状況ですから、このTVOC濃度はチャンバー室ということですので、室内の基準というのはいずれも参考にするべきではないかというふうに思います。

柳沢教授は当時、この数値を減らすことに力を入れるべきだという意見を述べておられました。数値を減らすための対策として、活性炭が使用されているということではありますけれども、数値を見ると400の基準からかなりオーバーしているということです。

活性炭以外のほかの対策方法はあるのか。またあるいは活性炭の取替え頻度を増やすことを考えるべきではないか。これについてご見解をお示しください。

2点目なんですけれども、活性炭の効果は基準を大きく下回っているから影響ないと言うてはありますけれども、活性炭の効果をはっきり現れているのかどうか検証してほしいということを言うているので、このお答えでは私の質問に正面から答えてくださっていません。ですので、これはちょっと改めて3回目に質問したいと思いますが、調査として活性炭通過前の空気の調査というのは可能なかどうか、この点をまず伺います。

3点目に関わりましては、活性炭の実績をお示しいただきました。今年度の当初予算では812万円ということを示しておられたので、そこからすると、今年度契約金額約692万円となっておりますので、120万円ほど安くなったということです。

そこで、予定価格と落札率について伺いたいのと、予定価格の事前公表していなかったというふうに聞きましたが、その理由は何か。

あと指名競争で何者を指名して、応札は何者だったのか。前年度の契約した業者と今年度の業者は同じか違うか、その点も確認をさせてください。

あとは、先ほど指名競争入札の理由を地方自治法施行令第167条第2号の規定によるものと判断しますが、本組合は寝屋川市の契約方針に準ずるというのは理解はしておりますけれども、四條畷では物品の250万円以上というのは公募型指名入札という方法を基本方針としております。地元業者の育成という観点も理解はできませんけれども、より競争性や透明性を図るためにも、公募型指名競争入札ということの検討はできないのか。

以上、2回目の質問とさせていただきます。

○議長（岡沢 龍一君） 松村事務局長。

○事務局長（松村 泰則君） まず、活性炭通過前後の測定問題で、活性炭を通す前の調査ができないのかということが1点あったと思います。調査そのものは可能であるというふうには思います。ただ、ご答弁申し上げましたように、活性炭の効果ということに関しては、年2回の環境調査の測定結果、この結果について全ての項目において基準値等を下回っていることをもって活性炭の効果があると認識しているということでございます。

それと、活性炭以外の対策についてですが、専門委員会の中でいろいろと種々検討していただいて、いわゆる排出空気の浄化は活性炭吸着塔を通してということの結論を踏まえて現在やらせていただいているものでございますので、今後もそういう形でやっていきたいと考えております。

また、入札の関係についてのご質問ですが、まず、施行令第167条第2号を適用した理由に関してのことでございます。活性炭につきましては、原料となる素材が緻密で硬質なほど、高品質の活性炭となるということがございます。また、臭気の代表でありますベンゼンのみならず、TVOCやトルエンも吸着させることが必要であるため、吸着能力が30%以上を指定したものであるというようなものを求めております。なおかつ、使用済みの活性炭に関して、単なる処分じゃなくて、再生処理の内容も入れており、そういったことができる事業者が、やはり限定されておるということでございますので、地方自治法施行令第167条第2号を適用したものでございます。

契約業者につきましては、平成29年度、28年度、27年度、それぞれ落札業者は異なり、同じ業者ではございません。

公募型指名競争入札についてですが、組合の契約発注事務に関しましては、私ども

のほうの契約規則がございます。それ以外の規定等に関しましては、管理市であります寝屋川市の契約制度に準拠しており、寝屋川市においては、この公募型指名競争入札は実施しておりませんので、指名競争入札という形で考えてまいります。

予定価格の事前公表につきましては、これも一定、管理市である寝屋川市の規定を適用した中で対応しております。

次に、活性炭の入札においては、8者を指名し、8者の応札で落札業者を決定いたしました。

予定価格と落札率に関しましては、今、把握できておりません。申し訳ございませんが、後ほどご報告させていただきたいと思っております。

○議長（岡沢 龍一君） 岸田議員。

○11番（岸田 敦子君） いっぱい質問させていただいたので、ごっちゃになるのは分からんでもないですけども、予定価格と落札率も事前には聞いておりましたので、すぐ出てくるかなと思っておりましたけれども、ちなみに予定価格は税込みで810万3,996円ですね。落札率が85.4%と計算しましたけれども、これで間違いがないかだけ確認をさせていただきます。

あと、TVOCのことなんですけれども、日本建築学会でもVOC濃度を低減させることでシックハウスの発生リスクをかなり低減できるということを示しておられます。空気が屋外に出れば、高い値も拡散できるというお考えがあるのかもしれませんが、2005年の時点でも寝屋川市の空気そのものが高い大気汚染の状況があるという指摘がされておりました。この施設に関しては、住民から健康被害の問題がいまだに訴えられているという状況もありますので、そういう発生リスクを抑えるためにも値を低減する努力は必要だと考えます。そうすると、やはり活性炭の取替え頻度が今のままでいいのかという問題も出てこようかと思っております。ですから、低減の努力は必要だということを認めるかどうかということと、その活性炭の取替え頻度を増やすことが必要ではないかということ、これに対しても改めてお伺いしたいと思います。

先ほど活性炭の前の空気の調査、これ可能だというふうにおっしゃっていただきました。可能であるならば、調査をする気がないというふうには受け止めます。今年2月の定例会の議事録を読ませていただきました、私も久しぶりでしたので。その議事録では、理事者の方が住民の方々の声やご意見をお聴きすることは重要なことであると認識しておりますというご答弁、複数の議員の質問にお答えされていたん

ですね。この認識でおられるなら、調査の変更はすべきだし、可能であるならば、それをしないというのはやっぱり組合の姿勢の問題だということになります。住民の要望があると、住民の声を聴くと考えているならば、活性炭通過前の測定の実施をすべきだと、私は強くこれは要望したいと思います。この組合の姿勢が問われる問題について、再度、お答えをお願いします。

以上の点について、再度答えていただいても、私からまた言う機会はないですので、ここの施設の問題については、以前から住民の方々が健康被害、環境調査の強化と求めているのを求めてこられた、こうした問題について、また次の議会でも改めて取り上げていきたいと思っております。

最後に、指名競争入札の件に関しては、また私も研究させていただきたいと。活性炭だけでなく、ほかの契約手続についても、また勉強して、改めて取り上げたいと思います。

以上です。

○議長（岡沢 龍一君） 松村事務局長。

○事務局長（松村 泰則君） このプラザの運営に関しまして、住民の方々の声を聴いていくという立場には変わりはありません。活性炭の問題にしてもそうでございますけども、それはこれまでのやり方を続けていくという前提の下で基本的には考えておりますが、その中でも様々なお立場の方々のご意見や声を聴き、精査、検討した上で対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（岡沢 龍一君） これにて岸田議員の質疑を終結します。

次に、通告に従い、中林議員の質疑を許可します。

中林議員。

○8番（中林 和江君） 寝屋川の中林和江でございます。平成28年度歳入歳出決算について質問させていただきます。

ごみ処理量の推移についてです。

本施設がスタートしました平成20年度と平成28年度の処理量及び処理に係る費用及びそれに伴う構成4市からの負担金の総額についてお聞きをします。

また、ペットボトルの有償入札抛出金の収入のあった初年度と平成28年度のペットボトルの引渡し量と抛出金額をお聞きします。

以上です。

○議長（岡沢 龍一君） 理事者から答弁を求めます。

松村事務局長。

○事務局長（松村 泰則君） 中林議員のご質問にお答えいたします。

平成20年度と平成28年度の処理量及び運転管理委託料については、平成20年度1万1,733.972トンで1億7,236万6,175円、平成28年度1万652.292トンで1億8,752万2,943円でございます。

次に、構成各市負担金の総額につきましては、平成20年度3億2,077万6,503円、平成28年度4億51万2,286円でございます。

次に、ペットボトルの有償入札拠出金の初年度と平成28年度の引渡し量と拠出金額につきましては、初年度は平成19年度の92トンで412万6,676円、平成28年度は754.95トンで2,167万8,920円でございます。

以上でございます。

○議長（岡沢 龍一君） 中林議員。

○8番（中林 和江君） ご答弁いただきました内容で、まず、平成20年度と28年度を比較しますと、廃プラ処理量は減少していますが、逆に処理費用が増えていきます。

まず、処理量の減少した理由をお聞きします。

そして、ざっと計算いたしますと、処理費用については平成20年度に対して28年度では1トン当たりの処理コスト単価が1.2倍になっております。この理由についてもお聞きいたします。

第2に、ペットボトルの引渡し量では、初年度の平成19年度は平成20年2月から3月だけであり、年間比較ができませんので、20年度の数量を調べたところ、508.75トンでありました。8年間でペットボトルは約1.5倍に増えていきます。ペットボトルが増えた要因について見解をお聞きします。

また、今後の見通しとして、ペットボトルは増え続けていくのか、減るのか。増えるならその要因、減る場合もその要因についてお聞きします。

第3に、この間、市民の皆さんからプラスチックの分別収集については、ペットボトルはその他プラとは別にすべきとの意見が大多数を占めています。その他プラとペットボトルを混在して収集する理由は、本施設の機械を使うからだと考えられますが、そもそもなぜペットボトルと一緒に集めることになったのか、その経過をお聞きします。

以上です。

○議長（岡沢 龍一君） 松村事務局長。

○事務局長（松村 泰則君） まず、処理単価の増加の理由についてですが、先ほど運転管理等業務委託の関連でご答弁申し上げた1トン当たりの単価につきましては、それぞれ3年ごとで契約をしております。それぞれの契約ごとで落札単価が決まっていますので、人件費の高騰等の問題も申し上げたように設計の段階ではやはり上がっていくということの要因に基づいて、金額も上がっているのではないかとこのように思います。

処理量の減少の理由でございますが、私どものプラザで処理を行うことになったときで申し上げますと、寝屋川市以外は、プラ類の全域収集を開始するという形でスタートしております。

プラザでの処理を開始した当時から現在においては、市民の皆さんの分別への取組が定着してきたものと思っておりますが、処理量については、その年度での排出状況によっても変化するのではないかと考えております。

ペットボトルの増加の要因でございますけれども、この数量に関しましては、実は搬入はペットと廃プラが混入した状態で入っておりますので、ペットボトルでどれだけの搬入があったかというのは、数量的に把握することは困難でございますが、再商品化量である成形品の量は把握しております。その推移において当初から比較をしますと、だんだん増えていっております。その要因につきましては、全てがそうだとは言いきれませんが、容器包装で、例えば、紙製であったような容器、お酒が入っているような容器が、ペットボトルの容器に変更されてきているということもございまして、ペットボトルそのものが当時と比較して増えてきているのではないかと考えております。

今後、増えるのか減るのかということについては、ごみというのはやはり社会経済状況にも大きな影響を受けると考えます。今、ペットボトルは750トンであります。数量に関しては、この750トンというレベルの推移で、若干の変化はあろうかと思っておりますけれども、そういう形で推移していくのではないかとこのように感じを抱いております。

一緒に集めることになった経緯でございますけれども、組合の立場で申し上げますと、この施設を造っていく上でのプランニング、基本構想の段階で、ペットボトルとプラを同時に収集するというところでスタートしておりますので、そもそもプラザの整

備計画については、それが前提であったというふうに思います。

以上でございます。

○議長（岡沢 龍一君） 中林議員。

○8番（中林 和江君） 寝屋川市においては以前はペットボトルだけを集めてリサイクルしておりましたので、その文化もあります。それをわざわざその他プラと一緒にすることについては、やっぱり非常に問題かなというふうに思っています。

ペットボトルについて少し意見も述べたいと思うんですけども、ペットボトルのリサイクルというのは、販売事業者の費用負担が少なく、市町村の負担が大きいと言われていています。ペットボトルの分別リサイクルについては、市民段階で、例えば自治会などの集団回収で直接リサイクル業者へ行くルートとか、自動販売機などに設置された回収ボックスで販売元に戻すルートも活用されています。全国ほとんどの自治体がペットボトルだけの分別収集も行っています。ですから、本施設組合のように、その他プラとわざわざ混合して収集処理するよりも、ペットボトルだけで処理するほうが効率的であるとも考えられます。本施設でのペットボトル処理は、そういう点から私は問題があるというふうに考えています。

次に、容器リサイクル処理の問題で、意見をちょっと申し上げておきます。この処理がプラスチック削減に効果を上げているかどうかについてであります。容器包装リサイクル法は、小型ペットボトルに免罪符を与えたと言われていています。プラごみを急増させたとも言われています。容器包装リサイクル法が制定される前は、小型ペットボトル、いわゆる500ミリリットル以下のペットボトルの販売は、業界自身が自主的に控えていました。しかし、容器リサイクル法の施行によって、リサイクルされるから問題ないということで、自主規制が廃止されたものであります。あつという間に小型ペットボトルが急増して、回収しきれずに、世界でも大きな問題になっています。

例えば、環境省による海洋ごみとマイクロプラスチックに関する調査結果が公表されていますけれども、海洋ごみで一番厄介なのがペットボトルなどのプラスチック製のごみで、世界中のあちこちの海辺にプラスチック製の容器が散乱して、野生動物に大きな影響を与えています。プラスチックは時間がたっても自然分解せず、紫外線や温度変化、時間の経過によって劣化をし、細かい破片、マイクロプラスチックと呼ばれていますが、これになることで生態系や環境に大きな影響を与えるものであります。したがって、廃プラリサイクルは持続的な解決策ではなく、プラ

スチック自体を減らす必要があることが世界的にも指摘されているということを申し上げておきます。

どちらにいたしましても、効率的なペットボトルのリサイクルについては、今のやり方は問題だということを申し上げておきます。

以上です。

○議長（岡沢 龍一君） これにて中林議員の質疑を終結します。

他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡沢 龍一君） これをもって質疑を終結します。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

中林議員。

○8番（中林 和江君） 平成28年度歳入歳出決算認定に反対の立場で討論いたします。

本施設の稼働以来、周辺住民の皆さんから、今まで嗅いだことのない臭いとともに、目が痛い、せきが出る、赤い湿しんが出てきたなど、シックハウス症候群に似た健康被害を解消してほしいという切実な願いが出されてきました。

本来、材料リサイクルに適さないその他プラを分別、圧縮こん包し、民間施設では高熱で溶かし、再商品化しています。これらの過程において、有害な化学物質が発生していないという科学的な根拠も証明されていないと考えています。

今、私たちの周りには多数の化学物質があります。そして、これらが複合されることによって、化学物質過敏症を始め様々な生態系への影響も心配をされています。未知の化学物質が健康や環境に与える影響について頭から否定することは、予防原則と逆行します。予防原則に基づき、現行の材料リサイクルを熱発電のサーマルリサイクルに見直すべきだと考え、決算認定につきましては反対とします。

以上です。

○議長（岡沢 龍一君） 他に討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡沢 龍一君） これをもって討論を終結します。

これから認定第1号を起立により採決します。

本件は原案のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者 起立)

○議長(岡沢 龍一君) 起立多数であります。

よって、本件は原案のとおり認定することに決しました。

○議長(岡沢 龍一君) 日程第6、「一般質問」を行います。

なお、質問者の質問時間には15分以内という時間制限の申合せがあります。

また、発言回数は3回までですので、念のためお知らせします。

ただいまから順次質問を許可します。

まず、堤議員の質問を許可します。

堤議員。

○1番(堤 幸子君) こんにちは。枚方市議会の堤でございます。よろしくお願いたします。通告に従って質問させていただきます。

4市リサイクル施設は、施設稼働以来、悪臭測定や有害大気汚染物質測定及びTVOC検討分析調査について環境調査が行われております。今年2月の組合議会で環境調査委託について入札による業者選定を求めたところ、契約方法について検討していくとのご答弁でした。

また、環境調査の改善を求めた、当時交野市の皿海議員の質問に対しては「測定方法については、地域環境保全協議会での議論を踏まえて検討していく」と答弁をされています。それぞれどこでどのように検討されているのか、結論はいつごろ示していただけるのかお伺いをします。

次に、住民の健康被害についてです。住民の健康被害については、平成16年末から廃プラ稼働を始めたイコール社の排気ガスで、平成17年からたちまち広がり、周辺住民の体調に異変を来しました。今もまだなくなっているわけではなく続いています。10年目を迎えた北河内4市リサイクル施設ですが、改めてこうした住民の皆さんの声と向き合う必要があるのではないのでしょうか。お考えを伺います。

○議長(岡沢 龍一君) 理事者の答弁を求めます。

松村事務局長。

○事務局長(松村 泰則君) 堤議員の質問に順次お答えいたします。

環境調査につきましては、「有害大気汚染物質測定業務」「TVOC検討分析調査業務」「悪臭測定業務」の3業務があり、契約方法としましては、これまで随意契約としておりましたが、平成29年度は、地方自治法施行令第167条第2項の規定に基づき指名競争入札により受託業者の決定をしております。

次に、環境調査の測定方法については、平成28年12月の地域環境保全協議会においてご意見等を伺い、これまでと同様の方法で実施することを確認していただいております。

次に、健康被害についてのご質問ですが、体調不良を訴えられている住民の方がおられることは承知をしておりますが、本組合施設の操業と健康被害に因果関係がないことは、裁判結果及び公害等調整委員会の裁定結果において明らかとなっております。しかしながら、本施設の円滑な運営に当たりましては、住民の方々の声やご意見をお聴きすることは重要なことであるというふうに認識しております。

以上でございます。

○議長（岡沢 龍一君） 堤議員。

○1番（堤 幸子君） ご答弁ありがとうございます。環境委託契約方法の変更をされたということで、これまで随意契約とされていたものは今回入札となったということだったんですけども、これまで、私の1回目の質問の中にもあったように、その随意契約とされていた理由がこの間あると思うんですが、それはどこでどのように検討をされたのかということと、入札とされた理由もお伺いをしたいと思いますし、何者の応募があつて、また、委託金額はどうなったのか伺います。

あと環境調査の測定方法ですけれども、これまでと同様の方法で実施するということを協議会、この前いつも開いていただいている協議会で確認をされたということですけど、住民の方から悪臭測定やホルムアルデヒドなどの測定を周辺地域でも実施してほしいという要望が届けられていると思います。測定方法について引き続き検討していただけるのかお伺いします。

○議長（岡沢 龍一君） 松村事務局長。

○事務局長（松村 泰則君） 環境調査の入札の件でございますが、入札の状況につきましては、6者を指名し2者応札の結果、落札業者を決定したものでございます。

それと、随意契約から指名競争入札に変更したことに関して、どこで、どのようにしたのかとのご質問でございますが、施設稼働以後、環境調査の測定方法に関しては、これまでと同様の方法で実施をしていく必要があるということで、随意契約を実施をしておりましたが、その測定方法の内容、いわゆる測定の機械というのが、当初、測定をした方法の中にそういった機械の部分も入っておりますので、そういった機械を所有している業者が、その当時から変わってきておるということを踏まえて、指名競争入札を行うことにしたものでございます。

今後の測定方法の検討のご質問でありますけれども、この12月に予定をしております地域環境保全協議会がございます。その中で再度、次の環境調査に向けてのご意見等を伺ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（岡沢 龍一君） 堤議員。

○1番（堤 幸子君） ありがとうございます。測定方法をこれからも協議会での意見を伺っていただけるということなんですけれども、そこで聴いていただいて、様々な意見に丁寧に対応していただいて、この測定方法についても検討を続けていていただきたいと思います。

健康被害のほうについては、これまでと同様のご答弁で、裁判によって因果関係はないという立場を採られているんですけれども、10年という施設の節目も迎えたわけですから、住民の方の、この間、いろいろ様々な要望も届けられていると思いますが、いろんな住民の方との意見交換会というものも是非開催をしていただきたいと本当に強く要望させていただきたいと思います。

今、決算の質疑でもありましたけれども、活性炭の問題やTVOCのリスクの問題など、本当に様々な問題も含まれておりますし、健康被害というのは本当にその方一人一人のお声を聴かないと、実感として湧かないと思いますので、是非4市一丸となって、こうした住民被害に遭われているというご要望のある方を招いていただいて、是非意見交換会を開いていただきたいと要望させていただきまして、質問を終わらせていただきますので、よろしくお願ひします。

○議長（岡沢 龍一君） これにて堤議員の一般質問を終結します。

次に、中林議員の一般質問を許可します。

中林議員。

○8番（中林 和江君） 寝屋川の中林和江でございます。通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず、本施設周辺の住民団体の皆さんからの要望についてであります。

施設がスタートして10年目になりますが、昨年12月と今年6月に、廃プラ処理による公害から健康と環境を守る会の皆さんから、4市リサイクル施設組合の構成市4市に対して要望書が提出されています。本施設が、施設周辺住民の皆さんの疑問や要望に対してどのような見解をお持ちで、どのように対応されておられるのか、以下お聞きします。

まず第一は、昨年12月の要望書には、ごみ処理施設の広域設置について、なぜ廃プラ処理施設だけが寝屋川市に設置されているのか疑問であると、率直な意見が述べられています。その上で、設置場所の決定については、4市の協議によって決定されたことは承知の上で、この場所に立地が決まった経過についてお聞きをいたします。

いま一つは、既に稼働していた民間施設の道路真向かいに、本施設が設置されたことについての関係や経過をお聞きします。

三つ目に、要望書では、「プラスチックは便利な物質ではありますが、大方は時間とともに劣化をたどり、中にはホルムアルデヒドのような猛毒物を生み出すことがあること、健康被害を訴える施設周辺の住民にとっては、本施設は存在価値どころか、廃プラの回収と圧縮こん包の処理費に4市合わせて10億円も掛けていることは、無駄の積み上げでないかのご指摘もあります。そして、このような事態を克服するには、4市の各自治体が現実合った最善の手法を自ら検討、工夫して対策を編み出していただくほかありません。」と書かれています。このご指摘に対してどのようにお考えなのかお聞きします。

第二に、寝屋川市が行った市民アンケートの調査結果についてです。

寝屋川市は昨年8月に、ごみ減量リサイクルに関する市民アンケートを行い、10月に結果を公表しました。アンケートは無作為抽出で18歳以上の市民2,400人に送付、回答率は36.1%でございました。結果、廃プラ処理の方法としては、「再商品化しやすいものは再商品化し、その他の廃プラは焼却する方が良い」と答えた人が63.3%に上りました。この背景には、化学物質が多種多様に含まれたその他プラを圧縮し、再商品化する過程で、環境被害、生物、人体に対する健康被害の危険性を否定できず、施設周辺住民の皆さんの健康被害の原因となっていること、処理コストでは、焼却の場合の1キロ10円に対し、現行の材料リサイクルでは24円と2.4倍であることなど、経済効率の面からも見直しの必要があるからであります。寝屋川市の市民アンケートが示した、焼却熱によるリサイクルに切り替えるべきとの意向について、見解をお聞きします。

第三に、施設周辺における有害物質の発生についてです。

二度の裁判結果や公害等調整委員会の裁定結果からも、健康被害の原因である化学物質の特定ができませんでした。しかし、このことは、4市施設から健康に有害な物質が発生していないという科学的根拠が存在するということではないと私は考え

ます。どのようにお考えかお聞きします。

以上です。

○議長（岡沢 龍一君） 理事者の答弁を求めます。

松村事務局長。

○事務局長（松村 泰則君） 中林議員の質問に順次、お答えいたします。

4市施設の設置場所の経緯についてでございますが、本施設の立地場所は、様々な協議を踏まえ、守口市、枚方市、寝屋川市、四條畷市、交野市の5市で平成14年3月に策定された「（仮称）北河内広域リサイクル共同処理事業に係る基本構想」で中央に位置する寝屋川市内に施設を整備することにより、全体での収集・運搬の効率化を図ることが可能となるとされたものでございますが、その後守口市が離脱した後も変更されることなく実施したものでございます。

なお、本施設と民間施設との立地に関する関係性は、何もございません。

次に、4市組合の運営についてですが、構成4市がスケールメリット等をいかし、限りある資源の有効活用の観点から、循環型社会の構築に向けた事業を共同で行っており、本組合としては、構成4市において合意された事業を着実に進めていく考えでございます。

次に、寝屋川市の市民アンケート調査についてですが、当該アンケートは、寝屋川市が取り組まれたものであり、その結果については把握しております。処理方法等については、各市における検討課題であり注視しております。

次に、本施設から健康に有害な物質の発生についてですが、裁判結果及び公害等調整委員会の裁定結果において、本施設の操業と健康被害に因果関係がないとされております。

なお、本組合の環境調査においても基準値等を大きく下回っております。

以上でございます。

○議長（岡沢 龍一君） 中林議員。

○8番（中林 和江君） ご答弁いただきましたけれども、本施設の立地場所については、4市の中央に位置するから寝屋川市だということでしたけれども、しかし、周辺住民の皆さんからの要望書にもありますように、そもそも平成18年の地域計画意見交換会で、大阪府、環境省共廃プラ処理だけでなく、ごみ処理全般に渡る広域的な連携が必要との趣旨を述べ、地域計画にも盛り込まれたものの、廃プラ以外のごみ処理については、広域処理施設を建設する計画を聞いたことがない、話が違う、

おかしいのではないかとのご意見が要望書の中にも述べられております。生活する地域に施設が建設された周辺住民の皆さんのこの疑問は、私は当然の疑問だというふうに思います。

さらに、民間施設との関係はないとのご答弁でしたけれども、先に民間施設が建設されて稼働し、その真向かいに本施設が建設されたことについては、本施設の運営業務委託が競争入札ではあったものの、民間施設と同系列会社だということなどからも、住民の皆さんの疑問が今も残っていることは理解できるものであります。住民の皆さんの率直な疑問に向かい合うべきだと指摘をしておきます。

次に、寝屋川市の市民のアンケート調査の結果である再商品化しやすいものは再商品化し、その他の廃プラは焼却するほうが良いとの意見についてです。

単一素材のペットボトルは材料リサイクルに適していますが、その他プラは適さないものであります。その他プラは形状や構造も多様な上、容器包装自体に着色されているものがほとんどであります。機能面からも複合素材が多く、多種多様なものが入っています。しかも、洗浄は容易ではなく、その他プラはどんなに分別しても元の素材には戻りません。一度使用したその他プラは、手間とお金を掛けて再生するよりも、エネルギーとして回収したほうが良いということであります。

現行の材料リサイクルの見直しの方向については、寝屋川市は4市の1構成市ではありますが、本施設が立地する地元市の市民の選択であること、また、12年間を超えて健康被害の解消を願い続けてこられた多くの方々の願いの結晶であることも改めて申し上げておきます。

次に、施設周辺における有害物質の発生についてです。

二度の裁判と公調委の裁定で、有害物質が明らかにならなかったということと、実際に未知の有害物質が出ているのかいないのかについては、少し違うと考えます。環境省のエコチル調査では、10万人の子供を対象に、化学物質が妊娠や生殖や身体発育、免疫系、代謝・内分泌系に与える影響を21年間に渡って調査をしています。プラスチック製品から溶け出てくるビスフェノールA、これは内分泌かく乱化学物質というそうですが、この化学物質が人の尿や血清、羊水、胎盤、母乳からも検出されています。当初、ビスフェノールAは、内分泌系や生殖器への影響が目されていますが、近年では神経系への影響に関するデータが報告されているそうです。プラスチックを柔らかくするために使われるフタル酸ジエチルヘキシルという化学物質は、熱処理することでアトピー性皮膚炎を悪化させたり、肝臓に

影響を及ぼす量の100分の1でアレルギーを引き起こすそうであります。

私は、行政が一度始めたら軌道修正には十分な協議が必要だということも理解をしております。しかし、何よりも住民の健康を守ることが仕事である行政として、有害物質が何なのか明らかにならない、そういう場合においても、未知の化学物質については予防原則に沿った対応が大事だと考えます。

その他プラの処理方法については、安全な方法に見直すべきであります。本組合議会で変更することができませんけれども、先ほどの答弁では各市における課題であるということも言われましたので、サーマルリサイクルへの見直しの検討を、ここにおられる全ての方々をお願いいたしまして私の質問を終わります。

以上です。

○議長（岡沢 龍一君） これにて中林議員の一般質問を終結します。

以上をもって一般質問を終結します。

以上をもって、本定例会に付議された事件は全て議了しました。

閉会に際し、管理者から挨拶したい旨の申出がありますので、これをお受けします。

北川管理者。

○管理者（北川 法夫君） 閉会に当たりまして、一言お礼のご挨拶を申し上げます。

本日、ご提案申しあげました3件の案件につきましては、慎重にご審議を賜り、いずれもご同意、ご可決、ご認定を賜り、厚く御礼を申し上げます。ありがとうございました。

議員各位におかれましては、北河内4市リサイクル施設組合の事業推進のため、ご指導、ごべんたつを賜りますよう、お願いいたします。

さて、これから日を追うごとに、寒さも厳しくなっております。議員各位におかれましては、くれぐれも健康にご留意いただきますとともに、今後ますますのご活躍をご祈念申し上げまして、誠に簡単ではございますが、閉会に当たりましての御礼のご挨拶とさせていただきます。

大変ありがとうございました。

○議長（岡沢 龍一君） それでは、閉会に当たりまして、私からも一言ご挨拶を申し上げます。

本日ここに、無事、平成29年第2回定例会の全ての日程を終えることができました。議員の皆さん、理事者の皆さん、及び全ての関係者の皆さんのご協力に心から感謝申し上げます。

昨今は朝夕の肌寒さが身に染みるようになってまいりましたが、皆様におかれましては、健康にご留意され、なお一層ご活躍をいただきますよう、お祈り申し上げます、甚だ簡単ではございますが、閉会のご挨拶に代えさせていただきます。

以上をもちまして、北河内4市リサイクル施設組合議会平成29年第2回定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。

(午後3時54分 閉会)

1. 地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

北河内4市リサイクル施設組合議会 議長 岡 沢 龍 一

北河内4市リサイクル施設組合議会 署名議員 中 武 貞 勝

北河内4市リサイクル施設組合議会 署名議員 池 真 一

平成29年11月22日 北河内4市リサイクル施設組合議会
平成29年第2回定例会付議事件一覧表

事件番号	事 件 名	議決年月日	議決の結果	備 考
—	議席の指定			
—	会期の決定	平成29年11月22日	決 定	会期1日間
議案第7号	監査委員の選任	平成29年11月22日	同 意	藤田 茉里
議案第8号	平成29年度北河内4市リサイクル施設組合補正予算(第1号)	平成29年11月22日	原案可決	
認定第1号	平成28年度北河内4市リサイクル施設組合歳入歳出決算認定	平成29年11月22日	認 定	
—	一般質問	平成29年11月22日	許 可	堤 幸子 中林 和江